

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程

（自立支援医療機関の義務）

第1条の2 法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）又は同条第2号に規定する更生医療（以下「更生医療」という。）を行う指定自立支援医療機関（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。

（診療拒否の禁止）

第2条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児（育成医療又は更生医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。）の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

（診療開始時の注意）

第3条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第54条第3項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村（育成医療に係る受給者証の交付に関しては、都道府県知事とする。以下「市町村等」という。）と協議し、その承認を受けなければならない。

（診療時間）

第4条 指定自立支援医療機関は自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な診療を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定自立支援医療機関が支給認定の有効期間を延長する必要があると認めたとき、又は受診者に対し、移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、速やかに、その者に必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第6条 指定自立支援医療機関は、その診療中の受診者又は受診者の保護者及び当該者に対し支給認定を行った市町村等から、自立支援医療につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(診療録)

第7条 指定自立支援医療機関は、受診者に関する医療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿)

第8条 指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第9条 指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村等に通知しなければならない。

- 1 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。
- 2 受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第10条 指定自立支援医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第3条第2項及び第5条の規定は適用せず、第7条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)及び指定介護予防サービスの提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険又は老人保健の例によって(指定居宅サービス事業者にあつては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用する。

(薬局に関する特例)

第11条 指定自立支援医療機関である薬局にあつては、第3条第2項及び第5条の規定は適用せず、第7条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。